

令和 3 年  
第 1 回 定例市議会

# 条例議案等参考

阿久根市



議案 番号	件名	ページ
1 1	阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
1 2	阿久根市男女共同参画推進条例の制定について	2
1 3	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3
1 4	阿久根市国民体育大会運営等基金条例の一部を改正する条例の制定について	7
1 5	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	8
1 6	阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	9
1 7	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	1 1



議案第11号参考 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年阿久根市条例第21号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年8月1日から適用する。</p> <p>2 第3条の規定は、昭和27年4月1日にさかのぼり適用する。 <u>（感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p>3 <u>職員が、次に掲げる作業に従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者が療養している宿泊施設のうち市長が定めるもの又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるもの</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が定めるもの</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）</u></p> <p><u>(2) 前項第2号の作業 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年8月1日から適用する。</p> <p>2 第3条の規定は、昭和27年4月1日にさかのぼり適用する。</p>

議案第12号参考 阿久根市男女共同参画推進条例関係新旧対照表

(附則第3項関係)

○ 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年阿久根市条例第1号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
別表(第2条,第6条関係)		別表(第2条,第6条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
⌘(1)~(61) (略)	⌘(略)	⌘(1)~(61) (略)	⌘(略)
<u>(62)</u> 空家等対策協議会委員	日額 4,600円	(62) 空家等対策協議会委員	日額 4,600円
<u>(63)</u> 男女共同参画審議会委員	日額 4,600円	<u>(63)</u> その他非常勤職員	(略)
<u>(64)</u> その他非常勤職員	(略)		

議案第13号参考 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険税条例（昭和45阿久根市条例第35号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合のものに限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 1世帯につき <u>21,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯につき <u>10,600円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯につき <u>15,900円</u></p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,700円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合のものに限る。）をいう。次号、第10条及び第26条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）以外の世帯 1世帯につき <u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯につき <u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯につき <u>15,750円</u></p>

<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>7,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯につき <u>3,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯につき <u>5,475円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について<u>21,000円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき <u>7,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯につき <u>3,600円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯につき <u>5,400円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,200円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,790円</u></p>
---	--

<p>イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>14,840円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>7,420円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>11,130円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,110円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,555円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,833円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,510円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,000円</u></p> <p>イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>10,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>5,300円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>7,950円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,650円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,825円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,738円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1</p>	<p>イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>14,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>7,350円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>11,025円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,040円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,520円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,780円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,440円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>3,430円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,850円</u></p> <p>イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>10,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>5,250円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>7,875円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>1,800円</u></p> <p>(ロ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2,700円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1</p>
---	---

<p>条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,650円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>2,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,000円</u></p> <p>イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>4,240円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,120円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,180円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,860円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u></p>	<p>条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>2,450円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,940円</u></p> <p>イ 基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,150円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1,440円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について <u>720円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1,080円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,840円</u></p> <p>カ 介護納付金課税額の世帯別平等割額 1世帯について <u>980円</u></p>
---	---

議案第14号参考 阿久根市国民体育大会運営等基金条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民体育大会運営等基金条例（平成29年阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>特別国民体育大会</u>の運営及び運営の準備等に資するため、阿久根市国民体育大会運営等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上するものとする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>第75回国民体育大会</u>の運営及び運営の準備等に資するため、阿久根市国民体育大会運営等基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上するものとする。</p>



議案第16号参考 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 年額<u>37,200円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額<u>55,800円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額<u>55,800円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額<u>66,960円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額<u>74,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額<u>89,280円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額<u>96,720円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額<u>111,600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額<u>126,480円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,320円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,200円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,080円</u>とする。</p> <p>（普通徴収の特例）</p> <p>第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合において</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 年額<u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額<u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額<u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額<u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額<u>72,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額<u>86,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額<u>93,600円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額<u>108,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額<u>122,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>36,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,400円</u>とする。</p> <p>（普通徴収の特例）</p> <p>第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合において</p>

は、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の場合において、同項に規定する合計所得金額の算定に当たっては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。

3 第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

は、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

議案第17号参考 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 市営住宅						1 市営住宅					
番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期	番号	名称	位置	構造	戸数	設置の時期
1～9 (略)						1～9 (略)					
10・11 (略)						10 鍋石住宅 折口3254番地 木造平家建 1 昭和32年12月10日					
12 桑原城住宅 鶴川内10287番地 木造平家建 1 昭和34年2月23日						11・12 (略)					
13～18 (略)						13 桑原城住宅 鶴川内10287番地 木造平家建 2 昭和34年2月23日					
19 塚元住宅 赤瀬川1290番地1 木造平家建 2 昭和36年3月31日						14～19 (略)					
20 (略)						20 塚元住宅 赤瀬川1290番地1 木造平家建 3 昭和36年3月31日					
21 猿の出住宅 赤瀬川1010番地2 木造平家建 4 昭和36年3月31日						21 (略)					
22～28 (略)						22 猿の出住宅 赤瀬川1010番地2 木造平家建 6 昭和36年3月31日					
29 丸尾住宅 赤瀬川1105番地 木造平家建 4 昭和35年3月31日						23～29 (略)					
30～37 (略)						30 丸尾住宅 赤瀬川1105番地 木造平家建 5 昭和35年3月31日					
38 出塩迫住宅 波留3988番地 木造平家建 3 昭和29年3月31日						31～38 (略)					
39 (略)						39 出塩迫住宅 波留3988番地 特殊耐火2階建 12 昭和29年7月20日					
40 出塩迫住宅 波留3979番地1 木造平家建 2 昭和37年3月31日						40 出塩迫住宅 波留3988番地 木造平家建 4 昭和29年3月31日					
41～55 (略)						41 (略)					
						42 出塩迫住宅 波留3979番地1 木造平家建 3 昭和37年3月31日					
						43～57 (略)					